

① 令和〇年〇月〇日

千代田区長 殿

設置者

住 所

②

千代田区九段南〇-〇-〇

千代田商事株式会社

氏 名

代表取締役社長 神田 一郎

〔法人の場合は、給食施設の設置者の名称、  
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕

給食届出事項変更届

健康増進法第20条第2項

給食に係る届出事項を変更したので、千代田区健康増進法施行細則第4条の2第2項 の

規定により下記のとおり届け出ます。

記

③ 1 給食施設の名称 千代田商事株式会社神田支店第1食堂

④ 2 所在地 千代田区神田神保町〇-〇-〇

3 変更事項

⑤	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後																
⑤-1	設置者の住所																		
⑤-2	設置者の氏名	千代田商事株式会社 代表取締役社長 九段 太郎	千代田商事株式会社 代表取締役社長 神田 一郎																
⑤-3	給食施設の名称																		
⑤-4	給食施設の所在地	千代田区	千代田区																
⑤-5	給食施設の種類																		
	給食施設の管理部署	部署名 〒 住所 電話番号	部署名 〒 住所 電話番号																
	給食の開始予定日	年 月 日	年 月 日																
⑤-6	1日の予定給食数及び 各食ごとの予定給食数	<table border="1"><thead><tr><th>朝食</th><th>昼食</th><th>夕食</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>300</td><td></td><td>300</td></tr></tbody></table>	朝食	昼食	夕食	合計		300		300	<table border="1"><thead><tr><th>朝食</th><th>昼食</th><th>夕食</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>80</td><td></td><td>80</td></tr></tbody></table>	朝食	昼食	夕食	合計		80		80
朝食	昼食	夕食	合計																
	300		300																
朝食	昼食	夕食	合計																
	80		80																
⑤-7	管理栄養士の員数																		
	栄養士の員数																		

## <記入方法>

### ①届出年月日

保健所に提出する日を記入してください。

### ②設置者

当該施設を設置している者の氏名、住所を記入してください。

法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称、代表者の職名及び氏名を記入してください。

例：事業所の場合「〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇」、民間医療機関の場合「〇〇医療法人 理事長〇〇〇〇」、区立施設の場合「千代田区長 〇〇〇〇」等

### ③給食施設名称

正式名称で記入してください。

例：事業所の場合「〇〇株式会社△△支店」、民間医療機関の場合「〇〇医療法人△△病院」、区立施設の場合「〇〇保育園」等

同一施設内に2つ以上の給食施設がある場合には、「〇〇株式会社〇階食堂」、「〇〇株式会社 第1食堂」等、それぞれの施設がわかるように名称を記入してください。

### ④給食施設の所在地

給食を調理する施設の所在地を記入してください。

### ⑤変更事項

変更事項の該当するものに○を付け、変更前及び変更後の内容を記入してください。

#### ⑤-1 設置所の住所

当該施設を設置している者の住所の変更があった場合に記入してください。

#### ⑤-2 設置所の氏名

法人の場合は、変更のあった項目のみだけではなく、名称、代表者の職名及び氏名のすべてを記入してください。

#### ⑤-3 給食施設の名称

給食施設の名称の変更があった場合に記入してください。

#### ⑤-4 給食施設の所在地

給食を調理する施設（厨房）の所在地の変更があった場合に記入してください。

#### ⑤-5 給食施設の管理部署

給食施設を管理する部署の変更があった場合に記入してください。

#### ⑤-6 1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数

1日の予定給食数及び各食の予定食数の変更は、下記の区分別を超える場合に変更届の提出が必要になります。

【区分①】 1回 500 食以上又は1日 1,500 食以上

【区分②】 1回 300 食以上又は1日 750 食以上

【区分③】 1回 100 食以上又は1日 250 食以上

【区分④】 1回 50 食以上 100 食未満又は1日 100 食以上 250 食未満

例：1回 400 食程度の食事を提供していたが、在宅勤務の従業員が増えたことにより、1回 200 食程度の提供になった場合は、区分②から区分③に変更になったため、変更届の提出が必要になります。

#### ⑤-7 管理栄養士の員数、栄養士の員数

常勤の管理栄養士、栄養士の人数を記入します。

資格の職名で採用されている人数を記入します。よって栄養士の資格を有していても調理員として採用されている場合は、該当しません。ただし、栄養士として採用されていて管理栄養士の資格を有する場合は管理栄養士に計上します。非常勤や巡回は、人数に含めません。